古賀の魅力再発見コンテスト2018募集要項

【絵画部門】＜ジュニアの部・一般の部＞

|  |  |
| --- | --- |
| 募集内容 | 古賀市の自然豊かな風景や伝統をつなぐ行事、笑顔あふれるお祭りなど、見た人が思わず古賀市のファンになるような絵画を募集します。 |
| 応募資格 | ■ジュニアの部・・・小学生以下  ■一般の部・・・・・中学生以上  ※市外在住の人も応募できます。 |
| 応募方法 | 応募用紙に必要事項を記入の上、絵画の裏面に貼り付け、古賀市都市計画課まで郵送又はご持参ください。  ※ジュニアの部への参加者で、画用紙が必要な人は都市計画課にお尋ねください。 |
| 応募期間 | 2018年度前期　…平成30年7月2日（月）～平成30年9月30日（日）  2018年度後期　…平成30年10月1日（月）～平成31年1月11日（金） |
| 表彰・副賞・参加賞 | ・最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作2点、特別審査員賞2点を部門ごとに選定します。  ・入賞者には、表彰状、副賞（古賀の特産品）を贈呈します。  　※特別審査員賞は表彰状のみ  ・ジュニアの部の応募者には全員に参加賞を贈呈します。 |
| 審査 | 審査委員が審査し、各賞を選定します。また、特別審査員賞は、特別審査員（古賀市ふるさと大使の静太郎さん、五十川綾さん）が選定します。 |
| 発表の方法 | 平成30年3月頃に入賞者に通知します。また、広報こが2019年6月号及び古賀市ホームページに掲載する予定です。 |
| 応募規定 | ・サイズははがきサイズから四つ切までとします。  ・画材は自由です。ただし、絵手紙のような文字は入れないでください。また、額装せずにご応募ください。  ・作品は、オリジナルのみとします。模写、コピー（複製）は不可とします。  ・応募点数は、前期・後期それぞれ3点までとします。  ・応募作品は希望者には返却します。郵送での返却を希望される場合は、送料をご負担願います。  ・他のコンテストなどに応募中または応募予定の作品や、過去に入賞した作品は応募できません。  ・応募作品の著作権は応募者にありますが、市は本コンテスト作品展のほか、広報誌、市ホームページ及び市主催イベント等において応募者の許可なく作品を使用できるものとします。また、使用にあたり、必要な範囲で拡大、縮小等を行うことについてあらかじめご了承いただくこととします。  ・作品応募時に記載された個人情報は、応募者への連絡や、入選作品展示等の目的において必要な範囲で使用し、目的以外の用途には使用しません。 |
| 応募先 | 〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1  古賀市役所 都市計画課 土地利用政策係  TEL：092-942-1268  E-Mail：[tochisei@city.koga.fukuoka.jp](mailto:tochisei@city.koga.fukuoka.jp) |